

「(仮)飯山ぷらざ」建設設計及び監理業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、当該施設の建設に係る設計及び監理業務にあたり、創造性、技術性、安全性に優れ、さらには設計を行う過程において市民や行政と一体となって進めていく事ができる優れた設計者を選定し、この業務に最も適した設計委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 平成23年度～平成27年度「(仮)飯山ぷらざ」建設設計及び監理業務
- (2) 業務内容 基本設計業務、実施設計業務及び監理業務
- ア 「(仮)飯山ぷらざ」建設に係る下記業務
- ・ 基本設計、実施設計及び監理業務(国土交通省告示第15号における標準業務)
 - ・ 実施設計業務における積算業務
 - ・ 監理業務における完成図(竣工図)の確認業務
- イ 現飯山市民会館解体工事に係る実施設計及び監理業務
- (3) 履行期限 平成27年8月31日
- (4) 発注者 飯山市長 足立 正則

3 事業計画概要

- (1) 施設 「(仮)飯山ぷらざ」
- (2) 敷地概要
- ア 所在地 飯山市大字飯山(現JR飯山線飯山駅西側(田中用地))
- イ 面積合計 約10,000㎡
- ウ 用途地域 第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
(H24年3月近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率200%)に変更予定)
- エ 地区計画 飯山駅周辺地区(D地区 多目的複合街区)
- オ 防火地域 指定なし(建築基準法第22条区域)
- カ 敷地関係図 別図1～3のとおり
- キ その他 当該敷地に接道する道路(駅西線、斑尾線)築造工事を含め、平成27年春の北陸新幹線飯山駅開業にむけ、当該敷地周辺で近接工事(別記)が予定されている。
- (3) 施設概要
- ア 構造 建築基準法等関係法令に適合したもの
- イ 延床面積 約3,000～3,500㎡
- ウ 施設機能 「(仮)飯山ぷらざ」建設方針に記載のある施設機能
- ・ 芸術・文化機能
 - ・ 交流・にぎわい機能

エ 概算事業費 概ね22億円（本体工事、外構工事、調査・設計・監理委託、備品購入費、現市民会館解体費等を含む概算事業費総額（消費税込み）。）

（4）事業スケジュール（案）

平成24年3月～平成24年12月	基本設計・実施設計
平成25年4月～平成27年 3月	本体建設工事
平成27年春	「（仮）飯山ぷらざ」開館
平成27年4月～平成27年 7月	外構工事、現市民会館解体工事

4 近接工事について

計画敷地の隣接地において、下記のとおり工事を予定している。

（1）駅西線道路築造工事

平成25年6月～平成26年12月まで（予定）

（2）斑尾線道路築造工事

平成24年4月～平成28年3月まで（予定）

（3）北陸新幹線飯山駅西口広場整備（広場及び立体駐車場・平面駐車場）

平成25年6月～平成27年3月まで（予定）

（4）JR飯山線飯山駅移設関係工事

平成24年4月～平成27年6月まで（予定）

5 参加形態及び選考方式

本業務の選考においては、代表企業枠と市内企業枠を設け、原則として設計共同企業体（以下「JV」）の結成を条件とし、以下の方式により選考を行うものとする。なお、市内企業枠への参加表明がない場合等においては、JVの組成を条件とはしない。

（1）代表企業枠について、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）による第一次審査及び第二次審査を実施し、最優秀者及び優秀者（次点者）を選考する。

（2）市内企業枠について、審査委員会による審査を実施し、候補者を選考する。

（3）代表企業枠の最優秀者は、市内企業枠の候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施し、自らの責任において最適と判断される1者以上を選考しJVを結成する。

（4）市は、結成されたJVを随意契約の相手方として、契約の手続きを行う。

6 参加資格要件

（1）共通要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

ア 平成23・24年度飯山市入札参加資格者名簿（建築コンサルタント。以下、「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。ただし、登載されていない者についても、入札参加資格申請書類（以下、「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者も参加できるものとする。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

オ 本業務の参加表明書提出期限の日から契約締結の時までの間に、飯山市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 6 年飯山市告示第 31 号）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(2) 代表企業枠要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

ア 単体企業であること。

イ 延床面積 2,000 m²以上で座席数 400 席以上の客席を有するホール・劇場の設計実績を有すること（建築士事務所の開設者として委託を受けたものに限り、再委託での実績は含まない。）

ウ 一級建築士が 5 人以上常務していること。

(3) 市内企業枠要件

次に掲げる要件に該当する者であること。

ア 飯山市内に本社又は本店を有している者であること。

(4) 応募者の制限

次に該当する者は、参加要件を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

ア 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織に属している者

イ 審査委員会の委員が大学等に所属する場合において、その大学等に現に属している者

7 参加手続き等

(1) 担当部署

飯山市建設水道部まちづくり課まち並整備係

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山 1110-1

電話 0269-62-3111（内線 241・244） ファックス 0269-62-6221

e-mail machi@city.iiyama.nagano.jp

(2) 提出書類

次に掲げる様式を使用すること。ただし、様式 8 については A3 用紙横使い、その他の様式については A4 縦使いとし、全て片面印刷とすること。

【代表企業枠】

ア プロポーザル参加表明書（様式 1）

イ 第一次審査書類提出書（様式 2）

ウ 業務実施方針書（様式 3）

エ 設計事務所の業務実績及び技術職員調書（様式 4-1、4-2、4-3）

オ 管理技術者の経歴及び業務実績調書（様式 5-1、5-2）

カ 各担当主任技術者の経歴及び業務実績調書（様式 6）

キ 協力事務所の概要調書（様式 7）

ク 第一次審査技術提案書（様式 8）

【市内企業枠】

ア プロポーザル参加表明書（様式 9）

イ 審査書類提出書（様式 10）

ウ 業務実施方針書（様式 11）

エ 設計事務所の業務実績及び技術職員調書（様式 12）

（3）質問書の提出

ア 提出期限 平成 24 年 1 月 31 日（火）午後 5 時まで

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 質問がある場合は電子メールにより提出すること。ファックス、電話又は口頭等での質問は受け付けない。また、質問事項は簡潔に記入することとし、記入欄が足りない場合は適宜記入欄又は用紙を追加して作成すること。

エ 提出書類 様式 13

オ 回答方法 平成 24 年 2 月 2 日（木）までに、飯山市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するものとする（随時更新）。

（4）参加表明書の提出

ア 提出期限 平成 24 年 2 月 2 日（木）午後 5 時まで

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

エ 提出書類 代表企業枠・様式 1 / 市内企業枠・様式 9

オ 提出部数 正本及び副本（複写）各 1 部

カ その他 ・副本は、受付印を押印の上、提出者に返却するものとする。なお、郵送の場合は、返信用封筒を同封の上、提出すること。

・参加表明書の提出者に対し、審査書類に記載する「整理番号」を Eメールにより通知するものとする。

・資格者名簿に登載されていない者については、参加表明書の提出時に、市ホームページに掲載してある資格申請書類を合わせて提出すること。

（5）代表企業枠第一次審査及び市内企業枠審査書類の提出

ア 提出期限 平成 24 年 2 月 7 日（火）午後 5 時まで

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

エ 提出書類 代表企業枠・様式 2～8 / 市内企業枠・様式 10～12

オ 提出部数 ・正本 代表企業枠・様式 2 / 市内企業枠・様式 10 各 1 部

- 代表企業枠・様式3～8 / 市内企業枠・様式11～12 各15部
- ・副本 代表企業枠・様式2 / 市内企業枠・様式10の複写 各1部
- ・電子データ（PDF形式）CD-R 1枚
- カ その他
 - ・各書類には、通知した「整理番号」を記入すること。
 - ・代表企業枠については様式2以外、市内企業枠については様式10以外をまとめて左上でホチキス留めして提出すること。また、様式8についてはJIS規格に準ずるファイル折りとすること。
 - ・副本は、受付印を押印の上、提出者に返却するものとする。なお、郵送の場合は、返信用封筒を同封の上、提出すること。

(6) 業務実施上の条件

- ア 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者は、応募者の組織に属していること。
- イ 管理技術者及び各主任担当技術者、建築（意匠）主任担当技術者及び他の主任担当技術者は、兼任しないこと。
- ウ 主たる業務は再委託しないこと。
- エ 応募者は、他の応募者の協力事務所となっていないこと。

(7) 書類及び資料

下記書類等は全て市ホームページからダウンロードすること。

URL : <http://www.city.iiyama.nagano.jp/>

- ア 公告文
- イ 本実施要領
- ウ 各様式
- エ 「（仮）飯山ぶらざ」建設方針
- オ 「（仮）飯山ぶらざ」建設検討委員会関係資料
- カ まちづくり関係資料
- キ 新幹線飯山駅周辺整備計画資料

8 選考方法等

(1) 第一次審査

- ア 審査予定日
平成24年2月10日（金）
- イ 選考方法
選考基準に基づき【別添】評価項目表（評価基準）により非公開で書類審査を実施し、第二次審査への参加を求める代表企業枠候補者5者程度を選考するものとする。

(2) 第二次審査

- ア 審査予定日
平成24年3月13日（火）
時間等詳細については、後日市ホームページへ掲載するとともに、第一次審査通過者へ通知するものとする。
- イ 選考方法

選考基準に基づき公開により技術提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者1者、優秀者（次点者）1者を選考するものとする。

(3) 市内企業枠審査

ア 審査予定日

平成24年2月10日（金）

イ 選考方法

提出された業務実施方針書等に基づき非公開により書類審査を実施し、JV結成の市内企業枠候補者を選考するものとする。

(4) JVの承認等

ア 最優秀者によるヒアリング等

第二次審査で選考された最優秀者が自らの責任において、市内企業枠候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施した上で、最適となる市内企業者を1者以上選考してJVを結成し、設計共同企業体協定書（以下「協定書」）を作成して、その写しを市に提出すること。

イ 協定書提出期限

平成24年3月23日（金）

ウ JVの承認及び決定

JVから提出された協定書に基づき、飯山市建設工事請負人選定委員会において承認し、随意契約の相手方として決定するものとする。

(5) 選定結果の公表及び通知

ア 速やかに市ホームページ等で公表する他、各応募者へそれぞれ通知するものとする。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

イ 第一次審査にて非選定となった者及び第二次審査にて非特定となった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面（書式自由。ただしA4判とする。）により飯山市長に対して非選定理由又は非特定理由について説明を求める事ができる。

エ 上記ウの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

(6) 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 参加要件を満たさない者が提出した場合

イ 提出書類に虚偽の記載がある場合

ウ 提出書類を記載する上での留意事項に示した条件に適合しない場合

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合

オ 審査委員又は関係者に直接、間接を問わず、本業務に対する助言や連絡を求めること、又は不正な接触などを行った場合

カ 選考の公平さに影響を与える行為があったと認める場合

9 選考基準

(1) 第一次審査

ア 評価内容

評価項目	評価事項
設計事務所の実力	同種・類似業務実績、技術者数及び有資格者数 等
担当チームの能力	管理技術者及び各担当主任技術者の資格、 業務・受賞実績、繁忙度 等
業務実施方針及び提案内容	業務に対する取り組み姿勢、課題に対する提案の的確性・独創性・実現性 等

イ 業務実施方針書の作成方法

- ・ 記入用紙 様式3 (A4用紙縦使い1枚・表面のみ)
- ・ 文字サイズ 10.5ポイント以上
- ・ 業務実施方針書には、整理番号以外の提案者の会社名、個人名等が特定できる記号等は一切記入してはならない。(裏面への記載も認められない。)

ウ 技術提案書の作成方法

- ・ 記入用紙 様式8 (A3用紙横使い1枚・表面のみ)
- ・ 文字サイズ 10.5ポイント以上
- ・ 表現方法 文章による記述を基本とし、補足説明として必要最小限の図、写真等により表現すること。なお、色彩は自由とする。
- ・ 技術提案書には、整理番号以外の提案者の会社名、個人名等が特定できる記号等は一切記入してはならない。(裏面への記載も認められない。)

エ 技術提案に係る課題

- 「(仮)飯山ぶらざ」建設方針を踏まえ、
- ・ 飯山の風土(山に囲まれたまち/豪雪/自然・景観)とデザイン(建設方針P5~P6)
 - ・ 芸術・文化機能と交流・にぎわいの空間(同 P8~P10)
 - ・ 施設運営とまちづくり(同 P11)

について、どのように考えるか。

オ その他

- ・ 各様式において記載する同種・類似業務実績については、施設の所在地(例: 県市)についても記載すること。
- ・ 同種・類似業務実績が複数あり、本業務の設計対象と地域環境・施設規模等が類似する業務実績を有する場合は記載すること。

(2) 第二次審査

ア 評価内容

評価項目	評価事項
担当チームの対応	技術提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリング 等

イ 技術提案書の作成

第二次審査における技術提案課題及び作成方法等については、第一次審査通過者へ通知す

るものとする。

(3) 市内企業枠審査

ア 評価内容

評価項目	評価事項
設計事務所の実力	業務実績、技術者数及び有資格者数 等
業務実施方針	業務に対する取組姿勢 等

10 スケジュール(予定)

(1) 公告

平成24年1月23日(月)

(2) 質問締切

平成24年1月31日(火)

(3) 質問回答

平成24年2月2日(木)

(4) 参加表明書提出締切

平成24年2月2日(木)

(5) 業務実施方針書等提出締切

平成24年2月7日(火)

(6) 第一次審査及び市内企業枠審査

平成24年2月10日(金)

(7) 第二次審査

平成24年3月13日(火)

(8) 設計共同企業体協定書提出期限

平成24年3月23日(金)

11 審査委員会

下記委員の構成により、選考を行うものとする。

委員長	中村 良夫	東京工業大学名誉教授
	齋藤 潮	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	奥山 信一	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	真野 洋介	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授
	服部 秀人	飯山市公民館長
	月岡 寿男	飯山市副市長

12 随意契約に係る見積書の徴取

随意契約の相手方として決定したJVから見積書を徴取し、契約手続きを行うものとする。なお、業務委託料は、100,000千円(消費税込み)以内を予定している。

最優秀者により結成されたJVとの契約が不調となった場合は、優秀者(次点者)が新たに市内企業1者以上とJVを結成し、結成されたJVと契約手続きを行うものとする。

13 その他

(1) プロポーザル参加に係る費用負担

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とするものとする。

(2) プロポーザルによる評価の対象

ア 監理業務については、本プロポーザルにおける評価の対象としない。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しないものとする。

イ 提出書類は、選考に関する目的以外に無断で使用しないものとする。

ウ 提出された技術提案書等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認める場合には、無償で使用できることとする。

エ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、市ホームページ等で公表することがある。

(4) その他

ア 本業務を受託した設計業者(協力を受ける他の設計業者を含む)が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

イ 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

ウ 参加表明書及び業務実施方針書等の提出は、1者につき1点とする。

エ 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

オ 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者との協議に基づいて決定するものとする。

カ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。

【別添】

第 1 次審査評価項目表（評価基準）

		評価項目			評価事項	様式	評価の ウェイト	
資格・経験の評価	事務所の 実力	業務実績			業務実績	様式 4-1 様式 4-2	10	
		技術者数			資格を考慮した技術者数	様式 4-3	5	
		小計（イ）						15
	担当 チーム の能力	管理技術者	資格・経験			資格及び経験件数	様式 5-1	5
			業務実績			業務実績及び立場	様式 5-1 様式 5-2	10
		主任技術者	建築	意匠	資格・経験	資格及び経験件数	様式 6	2
					業務実績	業務実績及び立場	様式 6	2
			構造		資格・経験	資格及び経験件数	様式 6	2
					業務実績	業務実績及び立場	様式 6	2
			積算		資格・経験	資格及び経験件数	様式 6	2
					業務実績	業務実績及び立場	様式 6	2
			電気設備		資格・経験	資格及び経験件数	様式 6	2
					業務実績	業務実績及び立場	様式 6	2
		機械設備		資格・経験	資格及び経験件数	様式 6	2	
				業務実績	業務実績及び立場	様式 6	2	
		小計（ロ）						35
		資格・経験の評価（イ）+（ロ）						50
実施方針・ 提案の評価	業務実施方針			本業務に対する理解度	様式 3	10		
				本業務に対する取組意欲	様式 3	10		
	課題に対する提案			提案の的確性	様式 8	10		
				提案の独創性	様式 8	10		
				提案の実現性	様式 8	10		
	実施方針・提案の評価計（ハ）						50	
評価の合計（イ）+（ロ）+（ハ）						100		